

平成 2 9 年

寒河江市農業委員会第 5 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第5回総会

日時 平成29年5月25日(木) 午前9時00分  
会場 寒河江市文化センター2階 第2研修室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原稔
13番 小野義和	14番 佐藤義和	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局長補佐	佐藤利美	総務主査	佐藤陽一
総務係長	高子英晴	農地主査(兼)農地係長	日下部靖広
農地係主事	国井茂伸		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第18号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第20号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第21号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第5回総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

木村議長            まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数20名中、出席委員20名で在任委員の全員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、10番・大泉邦彦委員、11番・眞木早百合委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

(報告事項朗読)

木村議長            ただいまの報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

木村議長            ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長                    それでは早速、議事に入ります。

木村議長                    議第18号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第18号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第21号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第18号、議第19号及び議第21号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第21号「農用地利用集積計画書の審議について」、7番土屋喜久夫委員、12番相原稔委員、14番佐藤義広委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理人、よろしくお願いいたします。渡辺委員。

渡辺委員                    19番、渡辺です。

去る5月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件1件を実施し、審査いたしました。

なお、議第20号「非農地証明願の案件について」、順位2番、寒河江地区の案件について、先ほど事務局より取り下げ

の報告がありましたので、審査報告は行いません。

なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時30分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時28分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第18号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋喜久夫委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。7番、土屋です。よろしくをお願いします。

議第18号農地法第3条の規定による許可処分について、5ページをお開きください。

(議案書順位23番朗読)

場所は、ちょうど石持の上原自動車の手前から入ったところの果樹園のサクランボ畑の真ん中というか、周囲はサクランボ園でありますけれども、■■■■さんが野菜をつくっているというようなところで、その隣に■■■■さんの、97平米ということで菜園、畑にはなるんだろうけれども、サクランボも何も植えられない小規模な面積ということで、隣接しているであろうから、ちょうどいい■■■■さんの野菜畑になるなということを確認してきております。

3件ありますので、結果を最後に申し上げます。

(議案書順位25番朗読)

これは、ちょうど日田の水くみ場のところから本橋を通過してバイパスに抜ける途中でありますけれども、日田の果樹園の真ん中にごさいます。■■■■さんはそこでワイン用のブドウを植えていくということで、何ら問題はないということで確認しております。

(議案書順位28番朗読)

この場所は、チェリーランドの東側で、警察署との中間よりもちょっと西側、チェリーランド寄りかなという場所でごさいます。■■■■さんの畑がバイパスについておりまして、■■■■さんのほうはその次の農道についておりまして、■■■■さんのほうはバイパスにはついてはいるんだけれども車が入れないというようなところで、ちょうど前のほうに野菜畑があったということで■■■■さんに譲ったというような形になっております。年齢が81歳ということで、そこどうなんだろうと思ったんだけれども、ちゃんと自分のサクランボ畑もきちっと管理もしているし、何ら問題はないということです。

18日に、3件とも菅井孝一委員と一緒に現地を確認してまいりました。何ら問題がない、地区審査でも、ただいまの報告した中で何も問題はないというようなことですので、申し上げます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、加藤友康委員お願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。1番、加藤です。

同じく5ページをごらんください。

(議案書順位22番朗読)

順位22番につきましては、5月16日に鈴木久一委員とで現地を確認してまいりました。申請地は天童大江線の北側にありまして、ちょうど譲渡人のトマトハウスの東側に位置しております。先ほどの18条にもありまして、これまでもこの田んぼを譲受人が貸借によって耕作しておりました。引き続き水稻を作付するわけですので、周辺農地への影響もないと判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位27番朗読)

申請地は、チェリーランドと警察署の間、国道112号の北側に位置しておりました。譲渡人の労力不足に伴う経営規模の拡大であります。里芋を作付して、これまでどおり畑として利用していくのであれば周辺農地への影響もないと判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原稔委員をお願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。12番、相原です。

報告いたします。

(議案書順位24番朗読)

この件につきまして、5月16日、影沢委員と現地を確認してまいりました。現地は米沢集落の入り口とも言うべき、JR左沢線の踏切のすぐ近くにある小規模な三角形の畑であります。三角形の1辺が県道寒河江西川線に面しており、他の2辺は隣家の住宅や道路沿いに建つ車庫兼物置に囲まれています。また、この土地は、譲受人■■■■の住居の、県道を挟んだ真向かいに当たります。近年、所有者の■■■■さん、高齢のためほとんど手つかずになっておりまして、雑草のはびこるような状態になった当地を■■■■さんが買い取り、野菜の作付をしたいとの意向であり、遊休農地の有効利用といった意味もあり、現場を見る限り周辺の農地への影響もないものと判断しました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地ひとみ委員、をお願いします。菊地委員。

菊地(ひ)委員

はい、議長。2番、菊地ひとみです。



引き続き、5ページをごらんください。

(議案書順位26番朗読)

この場所は、高松地区の高台で、いこいの森の道路を挟んで反対側に登っていったところで、相原委員の農地の近くにあるということでした。18日に木村会長、眞木委員そして相原委員に場所を案内してもらいまして、現地を確認してきました。大分山のほうとしてはなだらかで、一部ちょっと傾斜がきつところもありましたけれども、耕作を行うのであれば問題はないと思われました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査)

順位22番から順位28番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第18号「農地法第3条の規定による許可処分について」、  
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第18号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋喜久夫委員をお願いします。  
土屋委員。

土屋委員

はい、議長。7番、土屋です。

議第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請書の  
審議について、8ページをお開きください。

(議案書順位15番朗読)

この案件につきまして、16日に菅井孝一委員と一緒に現地を確認してまいりました。場所はヤマザワの北側で、高田・小沼団地とのちょうど真ん中に位置するところでございます。それで、道路が南側に面して、西側にも東側にも北側にももう住宅が建っておるといようなところの間の場所でございますので、何ら周りの環境への影響はない、逆に、転用が進んでよかったなという場所でございます。地区審査でも何ら問題はないということでございます。

以上、報告を終わります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、加藤友康委員お願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。1番、加藤です。

同じく8ページをごらんください。

(議案書順位16番朗読)

順位16番について、5月15日に鈴木委員とで現地を確認してまいりました。貸人と借人は親子関係であります。申請地は、貸人の住宅の南側に位置して、現在は野菜畑として利用されておりました。転用事由の詳細ですけれども、農業拡大のため父の土地を借りて農作業小屋を新築し、農作業車の駐車場を設置するものであります。申請地の周りは全て宅地でありまして、あと南側には道路がありますので、周辺の農地への影響は計画どおりであれば問題ないと判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上になります。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

順位15番は、建売分譲用敷地となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

順位16番は、農作業用小屋建築用敷地となっております。申請地は住宅が連坦しているところにある農地で、第3種農

地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第21号「農用地利用集積計画書の審議について」、7番土屋喜久夫委員、12番相原稔委員、14番佐藤義広委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、相原稔委員、佐藤義広委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井孝一委員をお願いします。

菅井委員。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

議第21号「農用地利用集積計画書の審議について」、13ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、加藤友康委員お願いします。

加藤委員

はい、議長。1番、加藤です。

(議案書朗読)

認定農業者であり、新規認定就農者でありますので、地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、石山邦一委員お願いします。石山委員。

石山委員

9番、石山です。

(議案書朗読)

借受人は後継者のいる認定農家でありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上になります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢政俊委員お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい。6番、影沢です。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。菊地委員。

菊地(ひ)委員

はい、議長。2番、菊地ひとみです。

(議案書朗読)

この方は、新規認定就業者となっております、大変意欲的に取り組んでおります。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。  
以上です。

木村議長 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。  
ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決します。  
議第21号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第21号は原案のとおり決定いたしました。  
議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（土屋喜久夫委員、相原稔委員、佐藤義広委員、入室）

木村議長 関係委員に申し上げます。議第21号は原案のとおり決定したことを報告します。  
これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして本日の総会を終了いたします。  
どうもご苦労さまでした。

閉会 午前9時57分



平成29年5月25日

第5回総会 議長.....

議事録署名委員 10番委員.....

議事録署名委員 11番委員.....